

01

日本に暮らす外国人農業労働者の困難

飯田 悠哉 (日本学術振興会特別研究員 RPD)

1. はじめに

本稿では食の生産・供給に携わる外国人労働者の暮らしと仕事における困難について、主に筆者が調査をしてきたフィリピン人農業技能実習生及び特定技能労働者らの事例に依拠して論じる。ただし立論の必要上、出身地域の特性や来日の背景、海外雇用派遣会社によるリクルートシステムの構造などにも触れることになる。

農業に携わる外国人労働者は過去 10 年間で 3 倍強に増加しており、2024 年 10 月時点で 5 万 8,373 名 (厚労省 2024「外国人雇用状況の届け出状況」) にのぼる。この値は 7 ヶ月以上の契約で働く者を指す常雇全体のおよそ 3 分の 1 に相当し、すでに農業雇用労働力のなかで極めて大きな比重を占めていることわかる。コロナ禍の前は約 9 割を技能実習生が占めていたが、パンデミックの渦中で在留資格の構成が変化し、近年は特定技能労働者の割合が増加し、4 割近くを占めるに至っている。この特定技能労働者について国籍別の内訳をみると、インドネシアとベトナムがそれぞれ 3 割、フィリピンとカンボジアがそれぞれ 1 割をしめており、これらが主要なエスニック・グループになっている。なお、通時的にみていくと 2020 年から 2022 年にかけてのパンデミックによって国境の大部分が閉鎖されていたなかでも農業に携わる外国人労働者は減少していない。これは政府が一時的な措置として他産業で雇止めにあった外国人実習生らに「特定活動」資格を与え、技能実習への移行を条件に農業など人手不足が懸念された産業に誘導したからである (IIDA・Nagasaka 2025)。このようにアド・ホックな措置により労働力確保が優先されてしまったことで、かれらの健康がコロナ禍であっても顧みられることがなかった事実が現在まで尾を引いていることは後に再び触れることになる。

農業に携わる外国人労働者の多くが技能実習生および特定技能労働者で占められていることは、

かれらの年齢が比較的若いことを意味している。これら2つの在留資格を持つ労働者の99%は40代以下であり、高齢化する日本の農業従事者全体の平均年齢と対照的になっている。また、統計は存在しないものの、これまでの調査からとくに農業や食品産業など労働・雇用条件が相対的に低い就労先で働く外国人労働者は、出身国においても経済条件が不利な都市部から離れた条件不利な農村出身者が多い。つまり、日本農村における外国人労働者の暮らしの困難を論じることは、経済成長が著しい東南アジア諸国のなかで経済開発から取り残されがちな農村出身の若者たちの苦境を語ることに連なってくる。

以上を念頭に、以下ではかれらが日本農業への労働移動の過程で直面する様々な困難のなかで代表的なものを列挙していく。この記述の際に主に依拠しているのは、筆者による過去10年以上の参与観察・定点観測調査から得られた知見である。筆者は長野県の高冷地園芸農村において2011年以降、大規模農家に住み込むかたちで参与観察をはじめ、以降、通算で6ヶ月以上、フィリピン人実習生および特定技能労働者と暮らしをともにしてきた。また、2012年からは関西マイグランド研究会という移住労働者を法的に支援する弁護士やNGO関係者らの組織に加わり、相談事例を見聞してきた経験を持つ。さらに2015年以降、2019年にかけては来日前および帰国後の技能実習生の状況を調査するためにフィリピンの農村および首都マニラでの送出会社での調査を実施してきた。結果として来日前後の状況変化を一定程度見通すこともできる。本稿の記述は大まかな論点提示となるため、各論点の詳細は既発表の文献をあたっていただければ幸いである（飯田2017, 2021, 2023a, 2023b, Iida &

Nagasaka2025）。

なお、本稿は「困難」に焦点化するとはいえ、かれらの生全体に「可能性」や「希望」、暮らしの「喜び」や「楽しみ」、あるいは雇用主との「良好な関係」が存在しないというわけでは当然ない。しかし、近年の研究潮流をみると、労働者の「主体性」や雇用主との「良好な関係」を強調することで、こうした積極的な面のみを取り出すとする研究が目につく。それらは、研究者が意図するか否かにかかわらず、過度に楽観的な理路を通して問題のある現実から目を逸らさせ、読者を安堵させ、またあたかも受入社会としての日本の無責任を免罪したまま表面的な名誉を回復させるように機能してしまう。しかし技能実習生制度が廃止に向かい、新たに育成就労制度の構築に向かっている現在であっても、構造的な不公正は山積みであり、かれらが従事する食料生産の恩恵に預かっている日本社会の成員は誰であれ問題を直視するところから始めるべきであるというのが筆者の立場である。

2. 債務奴隷化

日本での就労における困難の契機はしばしば来日前に形成されてきた。特に技能実習制度においてこれまで最大の問題となってきたのは、送出機関等による来日前の保証金の徴収や渡航費用の負担であり、これにより来日時点で大きな経済的負担を負わされてきたことである。実習生らは来日後の就労のなかで雇用主による暴力的待遇などの人権侵害に直面しても、法的に異議を申し立てたり逃散したりすれば保証金を没収されてしまう。実習制度における転籍の制限（職業・職場移動の不自由）も相まっ

て耐え忍ぶしかなくなる構造が実習生らの脆弱性を高め、被害を深刻化させてきた。こうした状況は長く問題とされて、政府はコロナ禍以前の 2017 年施行のいわゆる外国人技能実習生法において保証金や違約金を徴収する契約を禁じ、また渡航費用は受け入れ企業が負担することを明確化した。罰則をもった法の明確化によって、こうした状況は一定改善されつつあるとされるが、ベトナムなどでは根強く渡航費用の徴収が慣行化しているという報告がある（法務省 2022）。他方、筆者が調査してきたフィリピン人実習生に関して言えば、表面的には渡航費用や保証金の徴収はかなり一掃された。フィリピンでは海外労働者派遣事業は政府による許可制であり、問題が発覚すれば許可が取り消されることになる送出会社は費用・保証金の徴収に極めて慎重になった。だが、こうした変化によって実習生らの渡航前経済的負担がなくなったとは言いきれない。むしろより複雑な形態で実習生らを債務奴隷化する仕組みが編み出されてきている。この点は、雇い入れる農家がどのような労働力を期待するのか、という点にも絡んで実習生の出身地の特徴や送出機関のリクルートの手法を掘り下げなければ理解しづらい。

近年の経済成長のなかで中間層が生まれてきているとはいえ、依然としてフィリピン社会経済は貧富の格差が大きく存在する。しばしばマニラ首都圏と地方各州の間の極端な二極構造が指摘されるが、地方各州においても市街地と農村部、山間地域との間には生活水準に大きな格差が存在する。人口増加が衰えぬ一方で、フィリピンの特徴として二次産業の成長が停滞したため、とくに農村部では雇用を吸収する産業立地が乏しく、いわゆる過剰人口問題が深刻化している。こうした背景のなかで、農

業技能実習生らの出身地農村はさらにいくつかの特徴をもつことを第一次送り出し機関のリクルート方法と関連させて示しておく。

筆者が 2015 年以降調査してきた技能実習生らの送出機関である A は、当社員 20 名程度の中規模の海外雇用会社で、日本への技能実習生の募集と斡旋が主要な事業である。高冷地のフィリピン人実習生のほぼ半数がこの会社を経由して来日してきていた。

多数の海外雇用会社と同様、日本への技能実習生認定送り出し機関の所在地のほとんどがマニラに集中しており、A もマニラ首都圏ケソン市に所在をおく。ただし農業分野にマニラ近郊出身の者が採用されることはなく、むしろ遠方のいくつかの州にリクルートをかけることで技能実習生の募集が図られる。マニラ近郊出身者は比較的首都圏の労働市場にアクセスしやすいことから「スレている」（A 社員）として敬遠されるのだ。主な応募要件は「男性、20 歳から 35 歳、義務教育修了、技能実習生未経験、医学的に適正な身体であること」である。

出身地はフィリピン各地に一樣に広がっているわけではない。リクルートの際には、すでに帰国した技能実習生も動員され、かれらによって兄弟や友人の紹介がなされる。とりわけ紹介者である元技能実習生の労働意欲が高く労働態度が従順であったと判断されている場合、紹介された応募者や同一地方の応募者が採用されやすくなる。このように募集が累年で繰り返されると、結果としていくつかの州に「技能実習生を集中的に輩出している郡や村」が形成される。ルソン島北部山岳行政地域に属するアブラ州、ルソン島中部ヌエバ・エシハ州、西ビサヤ地方パナイ島イロイロ州などの農村部にこうした村が存在する。また近年は経済発展の遅れている南部ミンダナオ島の

南スリガオ州にもこうした村が形成されつつある。技能実習生の調達先としていくつかの村を抑えるのは、他の海外雇用派遣会社にもみられる共通した手法である。

各地の輩出村はそれぞれ特徴を持つが、多くに共通する点として、地理的に各州のなかでも山間地域、あるいは山間地域と平野部の境に位置し、他の農村と比較しても、土地条件、交通条件の悪い。また、耕地の灌漑化がされていないか、台風で破壊され利用できなくなっていることが多い。ガス・水道はない。必然的に平野部の灌漑化された農村と比べても生活条件は低く、それだけ賃金獲得へのモチベーションは高い。この点は A の主要な送出先である長野県の高冷地園芸地帯の労働強度・時間（後述）と繁忙期で 150 万円程度の手取り賃金を考慮する必要がある。この期待賃金は海上労働者や中東への海外就労が中心のフィリピン海外雇用市場のなかで比較すると高いとはいえず、また都市の労働市場に比較的容易にアクセスしうる近郊の平地農村出身者にとって、労働強度が高く長時間に及ぶ労働条件は耐え難い。この水準で強い労働意欲を維持する者たちを集めようとしてきた結果として、出身地には必然的にこうした「僻地」としての共通性が出てくる。

そして、この僻地農村出身者がおよそ半年近く、マニラで渡航前の事前語学研修を受け、近郊で事前の農業実習を受講しなければ来日できない、という状況こそが債務奴隷状態をつくりだし、保証金を徴収せずとも従順な労働力を確保することに繋がることも、派遣会社は理解している。生業から切り離された期間の家族および自身の生活費をどう工面するのか。筆者の調査対象は全員、借金をしていたが、特に農村内でも低い経済階層出身のものたちの場合、海外雇用派遣会社につながるリクルーター

や、時として派遣会社の社員が非公式に多額の融資を行う。モニタリングと称して来日後も実習生らの状況を見分しにくるかれらは、その際に借金の利子（月 1 割などザラである）を徴収していく。受け入れ農家すら知らないなかで、かれらは債務奴隷となっており、したがって従順でよく働く実習生、として受け入れ事業協同組合および農家にマーケティングされていくのである。

ここで農村内の出身階層についてひとつ指摘しておきたい。農業技能実習生であるからといって、日本の現在の農家のようにかれらを狭い定義で「農業従事者」と想定すると大抵、外れる。第一に、そもそもフィリピン農村は多くの「土地なし農民」＝農業労働者を現在も抱えている。かれらは、田植えや収穫に雇用されるため農作業の経験は豊富であるが、他方で村内雑業や出稼ぎなど多くの就業機会を伺って生計を立てている。経済的事情が進学に大きく影響を与えるフィリピンにおいて、かれらは小学校の義務教育を出られれば「高学歴」で、のちの進学は断念している場合が多い。そうした世帯の出身者ほど「義務教育修了」のみを条件とする日本での技能実習への意欲は高く、採用されることも多い。非公式融資により債務奴隷化しやすいのはこの階層たちである。

各国の比較で見ればフィリピンは移民産業のフォーマル化が進んでおり、政府の監督が行き届いて保証金等の問題が目立たない国である。そんなフィリピンにあっても、事例を掘り下げていけば 2020 年代に入って以降もしばしば債務奴隷化の事例を見つけることになる。むしろ、監督や協定が強化された結果としてよりインフォーマルな形態が発展している状況があり、この問題は規制とのイタチごっこの様相を呈していると思えてくる。

もっとも、つきつめて考えれば、この問題は実質的に債務奴隷化した労働力を受入国が需要するから生じるのであり、その意味で日本で雇用農家が与える実際的な労働環境・労働条件の問題でもある。そうした視点で以下では高冷地の労働環境の事例をみていく。

3. 過重労働

派遣会社やリクルーターが実習生らの従順性を売りにするのは、雇用農家がそうした労働者を需要しているからでもある。従順性は園芸農業において肉体的な逞しさや農業技能よりもしばしば優先される。しばしば、「黙々と作業すること」に価値がある、といったかたちで労働態度の問題に矮小化されるが、これは農家が労働者を「柔軟」に使役できることが近年の農業において極めて重要になっているからでもある。ここで「柔軟」に、というのは例えば繁忙期にあって朝3時から夕方6時まで一日拘束15時間近い長時間労働でも文句を言わず、他方で仮に農繁期等で仕事（収入）がなくても文句を言わず、多少の契約違反・法令違反には目をつぶって働き続けてくれる、という意味である。具体例を示そう。

下の表は2011年から筆者が調査をはじめた複数の農園のうちの一つの繁忙期の2011年と2021年時点での労働時間である。2011年時点で繁忙期の月あたりの実労働

時間数（休憩等の時間を除き、給与が発生する時間数）は6月が235時間、7月は290.5時間、8月は267時間であった。収穫と定植が重なる6月中旬から8月中旬まで、早朝4時から休憩を挟んで夕方6時まで1日14時間拘束される日々が2ヶ月近く休みなく続いた。農業労働はデスクワークではない。これら実労働時間のすべてを通して、屋外で負荷を伴う身体動作をひたすら継続している。2011年時点ですでに過重といえるが、この農家はその後、作付延べ面積を増加させていき、繁忙期の早朝開始時刻は午前3時となった。その結果、10年後の2021年、休憩時間を除いた実労働時間で、6月268.5時間、7月は300時間をこえて332.5時間、8月は290.0時間と、この3ヶ月で労働時間は約100時間増加するに至っている。これらは労働時間の変動が許される変形所定労働時間制という法的スキームを通じていわば、合法的になされてきたが、2021年は労働法の改正に伴って変形であっても残業時間の上限が定められたため、帳簿外で給与を手渡すかたちで実施されていた。繰り返すが、先ほどから強調する従順性や柔軟性は、こうした労働条件にあって、（仮にグレーな方法であっても）給与が支払われるなら異を唱えることなく働き、そして仕事がなく収入がない農閑期も文句を出さない、という意味である。渡航前に海外雇用派遣会社が実習生らを債務奴隷化しようとする背景がここにある。この事例は極端に思われるかもしれない。

表1 調査農家における農繁期における月間実働労働時間の比較（2011年と2021年）

		5月	6月	7月	8月	9月	10月
11年農繁期		161	235.5	290.5	267.5	215	195
21年農繁期	帳簿内	168	238.5	256	223	186.5	150
	帳簿外	15.5	30	76.5	67	24	11
	合計	183.5	268.5	332.5	290	210.5	161

出典：筆者および実習生の時間記録および賃金明細から作成

しかし長野県の高冷地は日本でもっとも外国人労働者が集中している農村の一つであり、こうした例は頻繁にみられてきた事例である。さらにいえば、こうした極端な過重労働化は、昨今の新自由主義的な農業政策によって国際競争、産地間および産地内競争が極めて熾烈になっている状況で個別経営が耕地面積を拡大しようとする動きのなかで生じていることも付言したい。こうした経営が契約栽培や予約相対取引によって業務用レタス・白菜を食品製造業に大量に出荷することで24時間営業のコンビニエンスストアや外食産業が成立している。本事例が特異なのではなく、近年のわたしたちの食を支えるために、園芸農業全体が極端に競争的な傾向を帯びてきており、こうした「特異」な例こそがそうした政策のなかで「競争力のある経営」として生き残っていきつつあることを認識すべきである。

4. 健康被害

それでも両者が合意した給与が時間分ちゃんと支払われているならば良いのではないかと考える向きもあるかもしれない。ただ、こうした労働環境に身をおいて、その身がタダで済むことはなく、若い労働者らの身体は傷めつけられていく。労働災害・職業疾病の問題は外国人農業労働者を観察していればきわめて頻繁に見聞する問題の一つであり、雇用主に暴行などの露骨な暴

力に隠れがちであるが、近年、外国人労働者にとくに偏って発生している構造的な暴力被害の一つといえる。移住という過程はそれだけでストレスが高いものであるが、近年、とくに現業に従事する外国人労働者は受入国の労働者と比べて職業関連の健康被害に遭いやすいことがWHOなどからも指摘されており（WHO2022）、それは日本でも例外ではない。

労働災害を例に取ろう。農業に限らず、一般に外国人労働者の労働災害の発生率（死傷年千人率）は、労働者全体の労災発生率よりも高い。2023年の例を取り出すと、労働者全体の死傷年千人率が2.4であるのに対して、外国人労働者は2.8、さらに技能実習生だけ取り出すと4.1と極めて高い水準に至る。（表2）なお、労災統計では災害様態の「その他」の項目内で感染症への罹患も含んでいるが、コロナ禍のあいだに日本人労働者全体、および外国人労働者全体でみれば労災発生率は同水準で推移している一方で、技能実習生を取り出すと跳ね上がっている。この間に社会全体が「ステイ・ホーム」するなかで農業・食品産業や介護をはじめとしたエッセンシャルワークを誰が担っていたのかを象徴的に示しているといえる。

話を戻して、表は割愛するものの外国人労働者の労災発生率を業種別にみると、建設業が6.9と最も高いが、農漁業も6.0と極めて高い水準にある。もっとも農業の場合、日本人を含む農業労働者全体も

表2 技能実習生ら外国人労働者および全ての労働者の労災死傷年千人率の推移

年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
技能実習生	2.9	2.3	2.4	2.5	3.6	4	5.4	3.8	4.1
外国人労働者	2.2	2	1.9	1.9	2.3	2.7	3.3	2.6	2.8
すべての労働者	2.2	2.2	2.2	2.3	2.2	2.3	2.7	2.3	2.4

出典：厚生労働省「労働災害統計」および「外国人労働者の労働災害発生状況」。

同水準にあるため一見すると外国人労働者に偏って労災が発生しているようには見えない。しかし、これは日本人の農業労働者が高齢であるがゆえに労災発生率が多いことによるもので、対して外国人農業労働者を主に構成する技能実習生および特定技能労働者は 99% が 40 代以下であった。世代を揃えて、外国人労働者と 40 代以下の日本人を含む農業労働者全体で比較すれば、前者はさきほどみたように 6.0 であるのに対して後者は 3.7 と大きく開いている。このように労災統計一つとっても、構造的に偏った健康被害を外国人農業労働者が蒙っていることが窺える。

上でみたように近年の農業は外国人労働者に限らず（自営農家もふくめて）労災死傷事故が頻発しており文字通り危険な産業となりつつあり、国も本格的な対策に乗り出している。大規模化に伴う機械導入の影響とみられる機械への「挟まれ・巻き込まれ」「衝突」などの事故の頻発や、温暖化に関連していると見られる熱射病による死傷者数の増加は現代の農業環境の様子を端的に示しているといえる。問題は労働災害対策が労働災害「事故」、とくに機械事故への対策に集中している結果、災害の要因が労使の安全認識不足のみへと還元されやすい点といえるだろう。実際には、事故につながる注意不足を招くことになる、先に見たような過重労働がしばしば潜んでいる点あまり考慮されない。そして過重労働の直接の結果としての職業疾病、すなわち腰や肩、膝や肘などの関節障害や慢性疲労、自律神経障害や野菜のアレルギー等による皮膚障害などはそもそも申告さえされないし、農村の現場では雇用主によっても、また同僚の労働者からも考慮さえされない場合がある。現実には先にみた農園の例ならば、労働者らの宿舎は繁忙期には湿布臭

が蔓延し、シャワー前にぎこちなく膝や肘のサポーターを外す姿が頻繁に目につき、また日々の就労後に手がひどく荒れたり、歩くのが困難になるほどの足の痛みを抱える者たちが暮らしている（飯田 2023a）

こうした健康被害は雇用農家をはじめとして周囲の関係者が軽視しやすい外国人労働者の困難であるといえる。というのも、蓄積した労働負荷に伴う健康被害は、就労期間中だけ発現するものではない。筆者は帰国後にも膝の痛みが継続して足をややぎこちなく引きづって歩く男性元実習生や、帰国直後に過労で入院した女性実習生にフィリピンで出会ってきた。健康被害は国境を超えるが、雇用農家や、ひいては日本社会の視界から実習生は消えるため、問題の重大さを関係者が認識することが困難になりがちである。また、時として膝を痛めたために契約の延長を拒まれ帰国せざるを得なかった者たちすら存在する。こうした場合、意図的に健康被害が隠蔽されたとすらいえるだろう。

5. 言語障壁

ついで、言語習得上の独特の困難が存在することを指摘しておきたい。調査をしていると、来日して何年経っても日本語の運用能力が乏しい実習生や特定技能労働者らに多く出会う。このことは単に本人たちの努力不足に帰せられる問題とはない。そもそもかれらが担当している農業労働は反復的な身体操作を基本とする肉体労働が基本だ。その負荷は大きい、サービス業等と異なり言語運用は必須ではない。仕事で日本語をほとんど使用せず、かつ長時間にわたって働くため、言語を使用する機会に乏しい。加工場であれば衛生管理のために職

務中の私語を禁じる場合もあるし、農業の場合、雇用する農家に日本語を教授する知識も技能もない。技能実習から特定技能への移行試験などは日本語で行われるがそこではごく簡単な器具名を覚えれば事足りてしまう。

このような言語習得上の困難は、農業のなかでもかれらが担わされる作業の限定性を浮き彫りにしているともいえる。農業は当然、肉体労働だけでなく、品種の選定や土壌の改良、作物の観察や作付計画の策定など知識・頭脳労働を要求する。農の営みを総合的に捉えるならば、肉体労働だけで済むはずがない。言語習得の困難はしたがって、かれらが作付計画の策定や品種の選定等、農家経済をまわすうえで肝要な過程に関与する機会が乏しいことを示している。言語の未熟性は複雑かつ総合的な農の営みのなかで外国人労働者を単純な肉体労働作業へとゲットー化することになるし、逆にいえば単純肉体労働へとゲットー化している結果が日本語運用能力の乏しさに現れているともいえるのである。

言語習得の困難はまた、農業という仕事の習熟上の限界を定めてしまうだけでなく、暮らしの自律性の問題にもつながる。しばしば、労働の過重さとは対照的に、受入監理団体の職員や、ときとして雇用農家は精力的に労働者の世話を焼く。日常的な買い物程度ならば労働者本人がこなせるが、役所に提出する税金関係の書類の書き方や通院における通訳、農閑期の遠出の手配など、母国ならば自分でこなして当たり前の暮らしの手続きやコミュニケーションのほとんどで監理団体の職員を頼りにすることになる。それは一面ではかれらを支える仲介機関のサービスであるが、逆にいえば自律的な生活を諦めさせて依存状態を作り出しているともいえる。肉体労働さえし

ていれば言語を習得しなくても困らない環境が形成されているのである。この依存が特に問題になるのは、就労等において当の雇用主や受入監理団体と問題を抱えたときである。第三者にコンタクトをとる手段もそのための言語能力も乏しく、暮らしのうえでのコミュニケーションを相手に依存している状態で異議申し立てをすることは困難である。結果として、言語障壁はうえてみてきたような、債務奴隷化や過重労働、健康被害といった問題を隠蔽するベクトルに働く。

6. 廃棄労働

最後に、外国人労働者のなかでも特に農業や食品産業に携わる者が特有に直面する困難を指摘したい。廃棄労働、すなわち、賃労働の一環として自ら育てた動植物や加工した食料品を自ら無用に捨て去させられる行為に従事させられることである（飯田2023b）。通常あまり意識させられることはないが、「廃棄労働」は人間の直感的な倫理に反して強い忌避感・嫌悪感を引き起こすものであり、それに従事させられることは、端的に言えば恥辱である。それは、心身のストレスを引き起こし、あるいは、しばしばその表裏として、過剰な適応を引き起こす。高冷地で長く調査をしていると、実習生とともに働く日本人季節労働者の若者がレタス・ハクサイ廃棄に直面して産地を離れる決意をすることにしばしば出くわす。それは筆者にとっては当然の反応であり、農業における人手不足の大きな要因の一つであるように思える。

価格低迷に対する対策としての市場隔離のための野菜の廃棄は、商品の品質維持のために規格外の野菜を選別して弾いて行く

ような、労働者が納得しやすい理屈づけではない。廃棄する野菜自体は、その時点ですでにサイズにしろ、結球具合にしろ、通常出荷されるものと遜色ない。それらは実習生をはじめとして労働者らが、ちょうど 2 ヶ月にマルチシートを貼り、植え付け用の穴をあけて歩き、また膝を抱えて前進しながらポットで播種・育苗をした苗を移植し、追肥と除草をすることによって生育を促してきており、通常ならば搬出を経て農協で集荷され、トラックで各地の卸売市場へ出荷されて行く野菜そのものである。従事する者からすれば、自分が関節と筋肉を痛めながら働いた場所で、その働きかけの記憶が生々しく残る生産物を自ら捨てるように命じられるのが廃棄労働である。労働者からすれば、やるせなさを乗り越して屈辱的なのだ。

食料の廃棄といえば通常はフードロスとして認識される。一般にフードロスは、資源の浪費や流通・分配の不均衡の問題として取り扱われることが多い。しかし、廃棄労働を経験すると、現在のアグリ・フードシステムの中で「誰が、どのように、生き物・食べ物を無用に捨てさせられているのか」を問うことなしにフードロス問題を深く描き出すことはできないと考えるようになる。また逆に、農業・食品産業の外国人労働者がどのような作業を担っているのかをつぶさに問うならば、現実として食料・農産物の廃棄は決して無視できない。かれらにとって廃棄労働は、極めて日常的に、頻繁に強いられる作業の一つとなっているからである。現在のアグリフードシステムのなかで廃棄労働が恒常化されることによって、食の生産・供給に従事する外国人労働者はシステムティックな侮辱に晒されているといえる。

この約 10 年の間で知り合ったフィリピ

ン人実習生らに廃棄についてどう思うか尋ねる機会が何度かあったが、ほとんどの場合、少し怪訝そうに顔をしかめて「仕事のうちだよ」とか「ほくらに選択肢はないよ」と返ってくる。なかには出身地の市場と比べて「日本では農家に補償がつくんだろ、それはいいよな、フィリピンではそんなことはない、たとえばトマトとか、よく値崩れしてる。でも市場の脇に捨てて終わりだ、手元に何か残ることはない」と制度に関心を持った者もいるが、いずれ、こちらから問わなければわざわざ廃棄について言及してくることもない。

しかし、断っておけば、生産物を打ち棄てる行為にかれらが何の躊躇もないわけでもない。廃棄労働への忌避感は、むしろ顕示されないことによって際立っている。というのも、実習生たちは 2010 年代の後半になると多くがスマートフォンを持ち SNS で日々の様子を映して本国に伝えるようになった。とくに最繁忙期に至る前は、宿舎から日々の仕事の様子まで、写真や動画がアップロードされ、ときとしてライブ中継すらされている。現代的だなあと私はそれらのコンテンツをチェックするようにしているが、トラクターの前で格好つけた写真や収穫物を担ぐ動画が目につく一方で、廃棄はかれらの SNS から脱落していることに気がつく。「仕事のうち」だと割り切ってみせていたとしても、それを自分の表象と結びつけないほどに否定的な感情がそこにある。何よりかれらは、日本人労働者が産地を離れるたびに、社会で忌避されている仕事をやっていると自覚することになる。「仕事のうちだよ」「他に選択肢はないよ」という発言はシステムティックな屈辱にさらされるなかで自らの自律性を確保しようとするときの捨て台詞的な響きを持っているのである。

おわりに

本稿では日本で暮らす外国人農業労働者、とりわけ技能実習生や特定技能労働者が直面する困難のいくつかを網羅的に提示してきた。もちろん、家族との離別や日本人雇用主との関係性、生活・就労上に直面する差別など外国人労働者の全体が経験する困難は農業労働者にも共通しているだろうが、紙幅の都合上割愛した。また、当然ながら提起した困難はどの事例地、どの労働者にも該当するものではなく、なかには様々な「優良事例」があることだろう。しかし、ここに掲げた困難・問題が根深いものであることも筆者は確信している。

提示した困難全体を乗り越えるための方策を提示することは簡単ではなく、技能実習制度から育成就労制度へと切り替わっていくなかですべて政策的に予防策が立てられているとはいいづらい。出身国における債務奴隷化の状況はたちごっこ様相であるし、健康被害に関しては研究も後追いになっていて、被害状況自体が不可視化されがちである。また過重労働や廃棄労働に関して言えば、現在のフードシステムの歪みが表出しており、外国人労働者制度だけでどうにかなるものではない。

外国人労働者支援の立場からあえて提言するとすれば、労働環境の厳しい地方農村でこそ不足している労働基準監督署や実習生機構などのマンパワーの充実が図られるべきであろうし、フードシステムの問題としてとらえれば、生産地に極端な競争に晒して低価格を実現させていく現在の食品産業のありようが問題になってくるだろう。いずれにせよ、消費者を含めて食に携わるものたちが食料を扱うことの責任を自覚し、フードシステム全体のディーセント・ワーク化をすすめていく議論に参加してい

くことが期待される。

文献

- 飯田悠哉, 2017, 農業技能実習生の帰国後の現実: フィリピン出身者の事例から, 農業と経済 83(6), pp.57-62.
- , 2021, 「かれらの前には誰がいたのか—園芸産地の季節労働市場における国内労働者」伊藤泰郎と崔博憲編『日本で働く—外国人労働者の視点から』松籟社, 339-67.
- , 2023a, 「OFWの身体に対する「遅い暴力」——農村男性の出稼ぎ先における痛みをめぐる」原民樹・西尾善太・白石奈津子・日下渉編『現代フィリピンの地殻変動: 新自由主義の深化・政治制度の近代化・親密性の歪み』花伝社, 194-215.
- 2023b, 「棄てさせられているのは誰か?: システムティックな侮辱としての「廃棄労働」」『POSSE』53: 42-57.
- Iida, Yuya and Nagasaka Itaru, 2025, Remobilizing Immobilized Labor: Pandemic Concessions and Migrant farmworkers in Japan, *Asian and Pacific Migration Journal* 34(2)
- 法務省, 2022, 「技能実習生の支払い費用に関する実態調査の結果について」
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001377469.pdf>
- WHO, 2022, World Report on the Health of Refugees and Migrants, 1st ed, Geneva: World Health Organization.